

V 危険等発生時の心のケア

危険等発生時の児童生徒等に対する心のケアは、即座に取り組を進めなければなりません。発生直後から児童生徒等や保護者等に対する支援を行い、PTSD（心的外傷後ストレス障害）の予防と早期発見に努めなければなりません。

1 組織的な心のケア対策と基本的な体制

児童生徒等の心のケア対策は、教職員の共通理解のもと、学校、家庭、地域社会が一体となって支援できる体制を整え、平常時の指導に留意し、事件・事故災害時や事後の対応を適切に行うことが必要である。

(1) 事件・事故災害時の対応

支援を必要としている児童生徒等を早期に発見し、適時に対応することが重要である。対応のポイントとしては次の6点が考えられる。

ア 初期対応

迅速に適切な救急・救命措置を行い、生命の安全を最優先する。

イ 正確な情報収集と情報の共有化

正確で詳細な情報を収集し、整理・共有化を図る。

ウ 保護者、地域の人々、関係機関との連携

連絡方法を明確化し、協力体制を整備する。

エ 校内体制整備

危険等発生時対処要領に基づいて役割分担を明確化し、迅速に適切、組織的な対応を行う。集団及び個に応じた支援を行い、指示伝達経路を徹底する。

オ PTSDの予防・対応

普段の生活のリズムを取り戻すことにより、症状は必ず和らいでいくことを伝え、安心感を与える。

また、対応・支援時に児童生徒等が嫌がることをさけることにより、PTSDの予防に努める。

カ 管理職のリーダーシップ

役割分担についての的確な指示をし、責任の所在を明確にする。

(2) 事後の対応

対応・支援が長期にわたることも考慮しながら、誰が、どこで、どのように（専門家、専門機関等との連携も含めて）対応することが望ましいかについて計画を立案し、実施することが大切であり、長期間の持続的な観察とケアを含めた対策が必要である。

(3) 平常時の指導

日常の健康観察、質問紙による調査、保健室の来室状況及び保護者等の情報等により心の健康状態の把握を行い、心の健康について発達の段階に応じた指導がされているか、個々の児童生徒等の心をいかに理解しているかを点検することが重要である。

(4) 学校及び教育委員会の役割

ア 学校

学校は、児童生徒等の心のケアを危機管理の一環としてとらえ、危険等発生時対処要領の中に位置付け、教職員がそれぞれの役割を果たすことが必要である。

- (ア) 平常時から心のケアを担当している校内組織が円滑に機能していることが、事件・事故災害発生時の迅速な対応につながる。
- (イ) 地域にどのような専門家・専門機関等が地域資源としてあるか把握しておき、受診先及び相談機関として協力が得られるような連携を図っておく。
- (ウ) 保護者と連絡調整しながら、専門家・専門機関等の協力を得ることについて理解や協力が得られるような連携を図っておく。

イ 教育委員会

域内の学校の情報を平常時から広範に把握するとともに、多くの心のケアに関する情報を平素から収集し、学校等に提供する。

- (ア) 心のケアに関する教職員の研修を実施し、事件・事故災害に備えておく。
- (イ) 事件・事故災害発生時に適切に対応できるよう、学校へスクールカウンセラーをはじめとする専門家を派遣する支援体制を、平常時から築いておく。

2 児童生徒等の心の健康状態の把握

児童生徒等に対しては、普段から柔軟な心をもって危険等発生時を乗り切ることができるように指導しておくことが大切である。発達段階に応じ、日常生活において円滑な人間関係の持ち方やストレスの対処方法等を指導しながら、心の健康、健康的な人間関係や行動を促進するための基礎を形成することが必要である。

(1) 平常時の留意点

平常時の心の健康づくりの留意点として、以下に3点示す。

- ア 発達段階に応じ、児童生徒等に事件・事故災害発生時及びその後の心の変化等について理解させ、それらへの対処方法等についても指導し、心の健康づくりを図る。
- イ 教職員が児童生徒等の話を十分に聞き、体験や不安な感情を分かち合っ
て心に安心感を与えることが重要である。
- ウ 平常時から児童生徒等の心の動きを把握し、気になる児童生徒等に気を配る等、日頃から信頼関係を築いておく。

(2) 危険等発生時の留意点

事件・事故災害発生時及びその後に、児童生徒等の心身の健康状態を把握する際、以下の4点に留意して取り組む。

- ア 健康観察、保健調査、保健室来室状況等の情報を相互に関連させ、個々の実態を分析する中で、課題や対応の方法を明らかにする。
- イ 把握した情報内容によっては、校種間で連絡調整を図る。
- ウ 適時に専門家・専門機関への紹介が行えるよう、平常時から体制を整えておく。
- エ 個別及び長期的ケアが必要な児童生徒等を見落とさないようにする。

健康観察は、平常時に行っている一般的な身体状況の観察事項の他に、イライラの有無、落ち着きのなさ等を追加して観察する。保健調査は、各校、地域の事件・事故災害時の状況に応じて、適切な時期を検討して実施することが望ましい。

また、対象者に大きな負担をかけたり心を傷つけることのないよう配慮が必要である。

3 児童生徒等の心のケアの実際

事件・事故災害発生時及びその後は、心の不安からくる様々な行動の変化が現れることに配慮し、児童生徒等の理解の上に立った学級経営の一つとして心のケアに対応する必要がある。教職員は、児童生徒等が気軽に相談できる身近な存在として、平素から信頼関係を深めておくことが大切である。

また、保護者に対しても児童生徒等の心の変化に気付いて対応することの重要性を伝える必要がある。

心のケアの対応の内容や方法は、発達段階や事件・事故災害の特性、心のケアが必要な症状の軽重等により異なる。以下、学校種別等に見た対応の例をあげる。

(1) 幼児

- ア やさしい言葉掛けを増やして安心させる。
- イ 抱きしめる等、身体的な接触を十分に行い、安心感を与える。
- ウ 温かい飲み物を与え、安心して眠れるように配慮する。
- エ 一緒に寝るなどして、不安感を少しでも取り除く。

(2) 小学生

- ア 児童の言うことによく耳を傾ける。
- イ 甘えたり反抗的になったりしても慌てず、長い目で落ち着きを取り戻し立ち直っていくのを見守る。
また、必ず元の元気な状態に戻ることを話して、安心させる。
- ウ 遊びや身体活動の機会を与える。
- エ できるだけ言葉を掛けるようにし、手伝い等を通じて触れ合う機会を多く持つ。
また、ほめるような言葉で自信を持たせる。
- オ 事件・事故災害の出来事を放映しているテレビを見せる等、児童が嫌がることは無理にさせない。

(3) 中学生

- ア 元の状態に必ず回復することを話し、安心感を与える。
- イ 勉強ができなくなったり、手伝いができなくても、しばらくの間は静観し、暖かく見守る。
- ウ 友人と遊んだり、話したりしやすい機会をつくる。
- エ 意欲の低下や反抗的な行動傾向に対して、学校と家庭が連携し長期的展望に立って生活上のアドバイスをする。

(4) 高校生

ア 勉強や決められた家の仕事ができなくても、一時的に静観し、温かく見守る。

イ 事件・事故災害時の体験を、家族や仲間と一緒に語り合い、励まし合う。

ウ 趣味やスポーツ、社会的活動に積極的に取り組むように言葉掛けをする。

エ うつ的になって自殺をほのめかす場合には、専門家に相談したり、専門機関と連携する。

(5) 障害のある児童生徒等

障害の種別や状態に応じて現象や反応が異なるので、訴えを十分に聞くことや症状を注意深く見るにより実態把握に努めることが大切であり、次のような対応が望まれる。

ア 周囲の大人（教職員や保護者）が注意深く観察し、児童生徒等の変化を読み取り、積極的に対応する。

イ 個別に言葉掛けや身体接触の機会を多く持ち、自分一人ではないと言って安心感を与える。

ウ 視覚障害や聴覚障害などのある児童生徒等は、情報の不足による心理的不安があるため十分に情報を伝え、状況を把握させる。

エ 教職員や友達との関わり等を多くして、心のケアを図る。

オ 地域の人々との関わり等によって、ストレスを軽減する。

カ 個々の障害から考えられる不安の要因を取り除くことにより、情緒的な安定を図る。

キ 地域の行事等に参加し、人とのコミュニケーションを深める。

ク 本人の訴えに耳を傾け、要求を受け入れる。

